

お亡くなりになった方の口座振替登録について

1 亡くなった方名義の口座振替登録を停止させていただきます。

亡くなられた方の口座が振替登録されている税目全て停止となります。

2 口座振替登録停止後に到来する納期分は納付書での納付となります。

亡くなられた方の口座が振替登録されている税目すべてが納付書での納付に変更となります。

3 後日納付書をお送りする場合は送付先の指定してください。

「代表相続人変更届出書」で指定された方以外の方にお送りする場合は、別紙「納付書等送付先指定届」により指定をお願いします。

4 引き続き口座振替納付を希望される場合は再手続きが必要です。

引き続き口座振替納付を希望される場合は、再度「口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

指定金融機関窓口または市役所税務課、市役所相良窓口課に「口座振替依頼書」を提出してください。

—注意—

・納付義務者について

固定資産税や軽自動車税は所有者が納税義務者となります。相続登記や所有者の変更手続きが完了するまではお亡くなりになった方が納税義務者となりますので、口座振替依頼書の「納付義務者」には所有者（亡くなった方）のお名前を記入してください。

※賦課期日：固定資産税は1月1日時点、軽自動車税は4月1日時点

国民健康保険税は世帯主課税です。

世帯主の方がお亡くなりになり世帯主が変更となった場合は、新たな世帯主の方が納税義務者となりますので、口座振替依頼書の「納付義務者」は新たな世帯主のお名前を記入してください。

税額計算の結果、お亡くなりになった世帯主分の税額が発生する場合がございますが、その分も口座振替登録をする場合は、納付義務者に前の世帯主（亡くなった方）のお名前を記入してください。

・振替開始月

口座振替依頼書を提出された日（月）の翌月から振替が開始されます。

・指定金融機関

スルガ銀行、静岡銀行、島田信用金庫、焼津信用金庫、掛川信用金庫

静岡県労働金庫、ハイナン農協、ゆうちょ銀行

5 口座振替登録についての問い合わせ

牧之原市税務課 収納管理係 電話：0548-23-0022